

宇都宮大学国際学部国際社会学科

2010年度 卒業論文

高齢者福祉施設の運営を巡る新領域

—特別養護老人ホームにおける

レクリエーションタイムの活動を通じて—

指導教員名 中村祐司

学籍番号 040163H

論文執筆者名 赤澤林太郎

要約

本論では、高齢者福祉施設におけるレクリエーションタイムの活動を通して、高齢者の生きがいの時間とは何かを考察していく。

65歳以上の人口が全体の2割を占める我が国において、高齢者福祉のあり方を見直すことが、社会福祉の重要な課題のひとつとなっている。これまで軽視されてきていた福祉施設内における高齢者の生きがいに、新型特養という新しい形態の老人ホームが作られ、高齢者個人の尊厳を支えるケアが主流になりつつある。高齢者の増加に伴い、施設を利用する人の年齢層も幅が広がり、横並びにされるレクリエーションなどの生活メニューに抵抗を持つ利用者が増加している。

従来のレクリエーションタイムは、決められた時間に利用者全員が参加して行うパターンが主な形であり、参加者に選択の余地はなく、補助する職員の都合で進められるものであった。しかし、新型特養では特に時間を決めることはなく、利用者それぞれの意思で楽しむというもの進化している。そのため、レクリエーションタイム自体の垣根が取り払われ、生きがいの時間が派生し、日常そのものが個人にとって大切な時となるのである。

そして、未来を創る福祉の領域は施設内だけにとどまることがない。利用者のチームケアを担う新たなネットワークとして地域の存在があげられる。これまでのような施設内完結のサービスだけでなく、施設と地域が連携し交流の拠点を増やしていけば、レクリエーションと言える日常生活の新たな営みが無限に広がっていくことになる。

これまでの従来型施設と、新しい形態の施設を、筆者がそれぞれ取材をして現状と課題を考察し、今後の高齢者福祉について言及していく。

目次

要約	2
はじめに	4
第1章 特別養護老人ホームの現状	6
第1節 特別養護老人ホームの概要	6
第2節 新型特別養護老人ホームの開設	7
第2章 高齢者福祉施設のレクリエーションタイムの現状	8
第1節 社会福祉におけるレクリエーションタイムの位置付け	8
第2節 高齢者とレクリエーションタイム	9
(1) 従来型の日光市の特別養護老人ホーム A の事例	
(2) 短期入所型の日光市の特別養護老人ホーム B の事例	
第3節 福祉レクワーカーの概要（日本レクリエーション協会の例）	12
第3章 新型特養のレクリエーションタイムの現状	13
第1節 家庭的な宇都宮市の特別養護老人ホーム C の事例	13
第2節 小規模的な宇都宮市の特別養護老人ホーム D の事例	14
第4章 高齢者の尊厳とレクリエーションタイム	16
第1節 高齢者における暮らしとニーズの変化	16
第2節 レクリエーションタイムに頼らないレク作り	16
第3節 小規模地域密着型施設のレクリエーション	17
第4節 新しい連携によるレクリエーション作り	17
おわりに	19
あとがき	20
参考文献・参考 URL・インタビュー協力	21

はじめに

今日、我が国では少子化の影響で老年層が激増し、超高齢化社会を迎えつつある。65歳以上の人口が2600万人以上を越え、総人口の2割を占めているにもかかわらず、高齢者福祉施設の数不足しているのが現状である。社会的自立支援を目的としている福祉施設への入所ができないとあれば、その高齢者は家庭内、あるいは一人暮らしのなかで孤立しがちになり、生きがいを失うことにもなる。そこで、以前に著者が高齢者福祉施設内の活動を見てきた中で、利用者と職員が一緒になって遊びに取り組むレクリエーションタイムに目をつけた。

本論で研究、調査をしていくレクリエーションタイムは、高齢者に限らず福祉施設利用者の日課であり楽しみな催しのひとつである。施設内である程度の自由しか許されていない利用者にとって「遊び」という概念を超えたユーティリティなひとときである。体を動かしたり声を発したりすることは、四肢などの身体機能をトレーニング、あるいはリハビリテーションとして効果がある。また、職員や他の利用者とのコミュニケーションの場としても有効な時間であり、脳細胞の働きを持続させることもできる。このように、高齢者にとってレクリエーションタイムは、食事や排泄などと同じように重要な役割を果たしている。

しかし、全ての施設で同様の活動ができるというわけではない。入所介護型の高齢者福祉施設のなかにはいくつかの種類があり、経済的や身辺的な理由を主としている養護老人ホームや、要介護認定を受け半永久的に入所し続ける特別養護老人ホームなど、利用者の特徴に応じた施設がそれぞれある。当然、食事などの日々の介助が違えば、対応する職員の形態も多種多様となっている。とりわけ、特別養護老人ホームにおいては、介護職員の数も多く、レクリエーションタイムへの取り組み方も他種の施設とは異なっていると考えられる。

ただ、高齢者福祉施設でのレクリエーション全体を考察すると、特別養護老人ホーム以外の施設では以前と比べてその内容が大きく見直されてきている。従来は施設内での催しがほとんどであったが、園芸や美術など要素を取り込み屋外で活動するケースもある。活動内容を充実させて、利用者を飽きさせない工夫が施設では必要となっている。

施設では、レクリエーションタイムの種類を充実させるに、それを指導する職員の数を増やしたり、職員一人一人の技能の向上を図ったりする必要がある。限られた介護職員や生活指導員を余さず使い、それでも不足するようであれば福祉レクリエーションワーカーなどの有資格者や地元のボランティアスタッフを臨時の指導員として就かせて補うこともできる。

その一方で、特別養護老人ホームでは利用者の平均的な要介護度が、他の施設に比べて高くなっているため、レクリエーションの内容が限られてしまう。そのため、在宅介護型のショートステイの入所者と合同に、施設の枠を越えた交流の機会などを設けているが断

続的にできるわけではない。

本論では、この特別養護老人ホームを取り巻く施設の現状を調査し、利用者と施設職員、そして経営者側から見たレクリエーションタイムの捉え方、実態、そして問題点や改善点を考察しつつ、将来を見据えた新しい高齢者社会福祉の取り組みにも見ていくことにする。

第1章 特別養護老人ホームの現状

高齢者福祉施設の代表として特別養護老人ホームが挙げられる。現在は、大所帯の施設、多人数の部屋での暮らしを余儀なくされる従来型の形態が国内のほとんどを占めているが、1999年以降、小規模ユニット型の新型形態の施設が増えつつもある。本章では、その特別養護老人ホームの概要と、新しく開設された新型特別養護老人ホームについて、それぞれ述べていく。

第1節 特別養護老人ホームの概要

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設のこと。以下「特養」と記す）は、65歳以上の者で身体または精神に著しい障害があるために、常に入所して介護を必要とする人を終身入所させる施設であり、人間が生きていく上で必要な食べること、排泄すること、着替えること、入浴することなどの日常生活を介助することを目的としている¹。その数は、国内に5,022もあり、栃木県内だけでも108もの施設が存在する²。

高齢者を対象とした福祉施設は多岐にわたるため違いが分かり辛いが、例えば特養と同様に「介護保険三施設」に属する老人保健施設や介護療養型医療施設は、医療法人が主な設置者となっているため、社会福祉法人が設置主体の特養とは機能や構造設備基準が異なる。特養は、他の2施設と比べ医学的管理下での介護や機能訓練が行われないため、配属される医師が非常勤であったり、薬剤師が置かれていなかったりという違いがある。

特養には現在、340,592人ももの要介護者が入所しているが、ここに入れず入所希望で待機している「特養待機者」はこの数以上で、全国で約42万人もいると見られている。要介護者が特養に入所するためには都道府県別に定められた入所基準を満たさなければならず、介護の状況によって点数化され入所順位が決まる。普段から在宅サービスを多く利用していたり、介護者にも要支援認定がなされたりしている、いわゆる「老老介護」の場合では優先順位が高くなる。以前は申し込み順であったが、平成15年4月より、利用者の介護度の重さが優先されるようになった。最終的な順位の判断は、各施設の入所判定委員会に任せられているため、相談を受け特別な事情を考慮された場合など、全てが点数だけで決まるということでもない。

待機者が多いにもかかわらず、施設の数を増やすことができないことにはいくつかの理由がある。そのひとつに、運営できる団体が限られていることが挙げられる。国、都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社がその運営団体である。また、建設費の4分の1を個人で負担しなければならない。そして、施設従事者なるための条件も決められている。

¹ 医療情報セミナーHP「特別養護老人ホームとは」より。

<http://www.jmcnet.co.jp/nagayama/tokurou.html>

² 宇都宮市HP：介護サービス情報提供システム「みや介護ネット」より。

http://www.utsunomiya-kaigo.jp/kaigo/usr/us0110.asp?top_flg=0

施設長になるためには、社会福祉士の資格を有するか、社会福祉事業従事者試験に合格するかなどの基準が定められている³。

第2節 新型特別養護老人ホームの開設

1999年の老人福祉法の見直しに伴い、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」が改められた⁴。そのなかで、新しい施設形態とされる新型特別養護老人ホーム（以下、「新型特養」と記す）が開設されることとなった。

新型特養は、全室または一部を個室にすることが義務付けられている。現在、宇都宮市内にある21の特養のうち、5施設が全室個室型、2施設が一部個室型となっている。法改正以降に、新たに開設された特養は前者、既存の施設を増改築した場合は後者となる。

さらに、そのなかで利用者を何人かのグループに分けた「ユニット」が形成されている。新型特養の全体の定員は約50人であるが、ユニットごとには10人前後の利用者が入ることになる。そのユニット内の少人数で生活をするパターンとなる。

この少人数生活が新型特養の大きな特徴である。従来の特養のように、集団生活を余儀なくされる生活環境の中で他の入所者と同じパターン、同じレクリエーションを行うなどといった環境ではストレスがたまったりプライベートな時間を持てなかったりといった悩みを抱えている入所者が多くいたのに対し、新型特養では小さなユニットの中で生活することによりプライバシーが尊重されるようになっている。

ただし、個室だけでなく、従来型と同様の共同生活を楽しめる部屋なども確保されているので、職員や入所者同士の交流も絶えることなく楽しく過ごすことができる。

³ 特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準。

第2章「基本方針並びに人員、設備および運営に関する基準」より。

⁴ 1999年3月31日付け公布。2000年4月1日付け施行。

第2章 高齢者福祉施設のレクリエーションタイムの現状

高齢者に限らず、人は誰しものが遊びの時間を好み、それを生きがいとする。しかし、気力や体力の年齢差に合わせて行えるレクリエーションは違ってくる。特に、高齢者の場合は持っている障害の度合いなどを考慮しなければならない。では、高齢者が行うレクリエーションにはどのようなものがあるのか。本論では、高齢者とレクリエーションタイムの結び付き。また、それを補助する職員や専門員の取り組みについて、日光市での取材を基に述べる。

第1節 社会福祉におけるレクリエーションタイムの位置付け

レクリエーションと一言で表してもその範囲は幅広く、ただ単にゲームや観光だけがそれと考えることはない。例えば「クラブ活動」と銘打ち、近隣住民のボランティアで絵画や音楽の教室を開き組み入れることもできる。また、入所者の家族に協力してもらい、地域間だけでなく家族ぐるみで活動することも可能である。

そのレクリエーションの種類には、簡単なおもちゃを工作しそれを使ってあそぶ①手工芸、ホビー的レクリエーション。料理や土いじり、写真撮影などの②園芸的レクリエーション。カラオケやダンス、楽器演奏などの③音楽的レクリエーション。絵画や書道などの④美術的レクリエーション。俳句を詠んだり手紙を書いたりする⑤文芸的レクリエーションなどに分けられる。

一見バラエティに富んでいるようにも見えるが、これらのレクリエーションは、いわゆる団塊世代の高齢化に伴いさらに多様化させなければならない時代に来ている。例えば音楽の志向においては、民謡や演歌を懐メロにしていた世代に変わり、ハワイアンやジャズ、フォークソングなどにシフトしてきている。また、近年のガーデニングブームを生かし、園芸福祉を充実させる動きも出てきている。

高齢者関連の施設では、レクリエーションを行うにあたり年間と月間で計画が決められている。年間計画の中には、毎月必ず行う行事としてお誕生会や健康講座、月に1度くらい行うのが望ましいものとして映画やドラマなどのビデオ鑑賞会がある。また、3月のひな祭り、9月の敬老会、12月のクリスマス会など、季節に合わせた年中行事なども含まれる。月間計画では、それ以外の行事として、例えば本の読み聞かせやジャンケン大会、歌を唄う催しなどがあげられる。

しかし、特養やデイサービスを利用する高齢者は心身に障害を持っているため、その施設でのレクリエーションはいずれの場合においても座ったままで行わざるを得ない。そのため、年中行事の際に自らが会場の準備や飾り付けを手伝うことは一部の利用者だけに限られてしまう。

施設内でのレクリエーションは、介護士や生活指導員など主に施設の職員が援助者とし

て行われる。その中で、リーダーとサブリーダーを決めて、それぞれが適切な判断や役割分担を行いながら運営する必要がある。

また、利用者に合ったゲームをそのまま使うのではなく、健常者向けに作られた素材を、利用者の心身の状態や集団としての特徴に合わせてアレンジをする。そして、多様な状態の利用者が、同じ素材を通してそれぞれの楽しさを満喫できるように提供していく。

例えば歌の場合は、年代を偏らせることなく選び、特定の利用者だけが楽しんでしまうことのないようにする。また、メロディーを変えて、より歌いやすく、仲間とともに歌うことの心地よさを実感させることも重要になってくる。そして、歌うことにより利用者の中でその曲にまつわる思い出を引き出してあげる。ただし、決して回想法や音楽療法などのような心理療法をするわけではなく、レクリエーションならではのアプローチで純粋に楽しんでもらうことである。

その中で、ただ曲を紹介し歌い始めるだけではなく簡単なプログラム作って実施をしている。例えば唱歌の場合、利用者自身が子供の頃に聞かされ歌っていたケースがほとんどである。このとき、援助者のリーダーが歌い始める前か後で、その曲にまつわるキーワードを交え、その当時のことを懐かしませながら話をする。次に、リーダーが利用者に想い出話を問いかけ、利用者同士でも会話が弾むようにしてあげる。その間に、サブリーダーがホワイトボードなどを使って、大きな文字で書かれている歌詞カードやキーワードとなる単語を張り付ければ、より利用者を楽しませることができるようである。そして、ある程度会話が落ち着いたら再び同じ曲を参加者全員で歌う。このとき、節ごとに利用者へマイクを向けて歌うことを促し、その声が会場中に響けば他の利用者の関心も高まる。次の曲に移るときもこれを繰り返す。

このように、目的に沿ったプログラムの作成と運営をしていく必要がある。利用者がレクリエーションを楽しめるかどうかは、援助者の働きかけによって左右されるため、利用者の意欲を引き立たせる仕掛けを施したり、態度や言葉遣いに気をつけたりしなければならない。

また、レクリエーションのルールの説明は簡潔にしなくてはならない。説明が長すぎる場合、ゲームをする時間が削られてしまうだけでなく、利用者に関心を持たなくなり信用を失ってしまう。利用者には身体機能や理解力に差があるため、段階に分けてルールを教えることが有効となってくる。

第2節 高齢者とレクリエーションタイム

(1) 従来型の日光市の特別養護老人ホーム A の事例

日光市内にある高齢者福祉施設 A でホームヘルパーの実習をする機会を得られたので、そのときの施設内の様子を述べる⁵。実習は2日間に渡り、初日は特別養護老人ホームで、2

⁵ 2010年2月実施。介護福祉士2級基礎研修。

日目はそこに隣接するデイサービスセンターで、それぞれ入所者の食事や入浴などの介助を自ら行い学んだ。

基本的に大広間で一日を過ごす特別養護老人ホームの入所者の日程は、大きく分けると次のようになる。食事の時間を除くと、午前中は排泄の状態を確認したあと、体温と血圧の測定。その後、順に入浴をする。午後は長めにとられた昼食のあと、レクリエーションの時間となる。これは、翌日に実習したデイサービスにおいてもほとんど同じような流れであった。

入所者に対する職員の一連の対応は、一見コミュニティが図られているように思えたが、厳しく言えば実際は機械的なやり取りの繰り返しに感じた。この原因として、職員の数の少なさによる余裕の無さが挙げられる。特にレクリエーションの時間ではその現象が顕著にみられた。

昼食後のレクリエーションは、高齢の入所者にとって何よりも楽しい時間である。ちょうどこの日は施設長自らがマイクを持ち、ホワイトボードに大きな文字で書かれたパネルを用意し簡単な言葉を読ませたり、しりとり形式で考えさせたりして楽しませていた。しかし、30人以上もの参加者に対し、その時間の世話をしていたのが施設長ともう一人の介護士の2人しかい状況に、何か物足りなさを感じた。

本来ならば、要介護の認定を受けているにせよ、入所者が率先してゲームを行い、コミュニケーション能力とリハビリテーションの効果を上げるべきである。このときの参加者全てが消極的だったわけではないが、他の仕事に追われている職員を少しの間だけでも入所者に付かせたり、レクリエーション自体にも日毎に内容を変えたりしてもいいのではないかと思った。

上でも挙げたように、老人福祉施設でのレクリエーションの時間は、食事や排泄などと同じように生きていくうえで重要な項目のひとつと考えられる。「動いているより安全だから」といって部屋に閉じ込め寝たきりにさせておくのは、殺人と同罪である。体を動かし脳の働きを活性化させ、声を出させてあげる行動は、四肢を始めとする心身のリハビリやコミュニケーションを豊かにする効果がある。

特に近年は高齢者の割合が高くなり核家族化が進んだこともあって、一人暮らし、あるいは高齢者のみの世帯が増加している。つまり、家族や地域の養護機能が弱体化してきているのである。

(2) 短期入所型の日光市の特別養護老人ホーム B の事例

施設 A の事例を踏まえ、同市内にある別の高齢者福祉施設 B を訪問し、レクリエーションタイムを見学させてもらった⁶。高齢者短期入所施設（ショートステイ）では13人の利用者が4つのテーブルを囲み、指導員と一緒に童謡を歌っていた。13人のうち3人が車椅子に座っていたが、ほとんどの利用者が手元の歌詞カードを自力で捲くっていた。また、大

⁶ 2010年6月、現地調査とインタビュー。

半の利用者が指導員に合わせて声を出して歌っていたが、中には物思いにふけていたのか、歌詞カードを見つめたままの人もいた。この日のレクリエーションは、指導者が歌詞カードを使って歌を歌う、回想療法を兼ねた「音楽療法」を行っていた。

ひと通り歌い終わってからは、時間を満喫した利用者との会話が始まる。「思い出しましたか。この時期にぴったりの、いい歌ですよ」。指導員がこう尋ねてみると、利用者から、童心に返りいろいろ頭に浮かんできたとの答えが返ってくる。また、他の利用者同士の会話も自然と弾む。

高齢者福祉施設でのレクリエーションタイムは、単に遊戯だけを目的としているわけではない。例えば、今回の「歌を歌う」という催しには、声を出すことで肺などの内蔵機能を活性化させるという目的がある。また、利用者が若いころに馴染んでいた歌を聞かせることで、脳を刺激することができ、認知症の進行を予防できる。このように、利用者がなかなか進んで取り組もうとしないリハビリテーションを、遊びながらすることができる。ただし、機能訓練のような実際のリハビリには効果が及ばないのが現状である。

今回、指導員として担当した女性は、この施設の常勤職員ではなく、定年退職された近所に住む元福祉施設職員であった。一線からは退いているが、地元への恩返しということでこの施設に講師としてレクリエーションの時間に限って働いているという。

次に、同じ建物内にあるデイサービスセンターのレクリエーションタイムを見学した。この施設の利用者の要介護度は2~3が多く、比較的高くないため、ほとんどの利用者が職員の力を借りずにレクリエーション会場まで移動することができる。レクリエーションは約1時間で、内容は前半がコラムや新聞の読み聞かせ、後半が体操と日毎に決められた遊びをするということである。

前半の読み聞かせの時間は、担当者がそれぞれ持ち出したコラムや新聞などを読み、それについて簡単な解説をして利用者にと問いかけ、意見を述べてもらうというもの。このときの内容は、地元の話や暮らしの中での健康意識など、利用者に関係のある記事を取り上げ、興味を引かせていた。この読み聞かせの目的は、認知の予防に脳を活性化させることに加え、視力を落として新聞を読むことが困難になった利用者への介助も兼ねている。また、意見を発してもらうことで顔周りの神経を使わせることだけでなく、利用者それぞれの知能を計ったり、興味の方向を把握できたりもする。そして、職員自身の社会学習と、介護のマナーを解消する目的もあるのではないかと思った。

後半の体を動かす時間は、体操を担当している若い職員が、音楽に合わせて四肢を動かす運動をさせたあと、この日のレクリエーションであるテーブルホッケーが行われた。

職員は誰一人休むことなく業務に就いている。最後の大掛かりなレクリエーションでは総動員で利用者を助けるが、誰か一人がマイクを使って読み聞かせなどをするとき、他の職員は利用者個人の記録長を付けるなどの事務作業に追われる。

第3節 福祉レクワーカーの概要（日本レクリエーション協会の例）

福祉レクリエーションワーカー（以下、「福祉レクワーカー」と記す）とは、高齢者や障害児などを対象に福祉施設でレクリエーションの援助を行う専門家のことで、介護福祉系の民間資格の一つである。福祉施設などにおいて、生活プログラムとして実施される「レクリエーションタイム」を楽しく提供するために、その企画・準備・運営を担当する。ホームヘルパーやケアマネージャーのような公的資格ではなく、財団法人日本レクリエーション協会が実施する民間資格ではあるが、この資格を受験するにあたりインストラクター養成講座を所定の時間以上受けて修了していなければならないなどの規約がある。このため、栃木県内ではレクリエーションインストラクターの 2,025 人に対し、福祉レクワーカーは 257 人と少ないのが現状である⁷。

福祉レクワーカーになるためには、レクリエーションインストラクターの資格を有していなければならないことは前述の通りであるが、実際に福祉施設で介護職に携わるレクリエーションの援助者の大半が、インストラクターの資格を持っているとは考えにくい。したがって、福祉レクワーカーを兼ねている職員は、現状では稀薄であると思われる。

レクリエーションの援助者が、介護職を兼任するにあたり、自身の休息の時間と捉えているケースもある。一方、援助者の働きが空回りし、利用者に対しレクリエーション自体が押しつけになっている場合もある。福祉レクワーカーの資格の門戸を広げて、レクリエーションに携わる職員の質を高めている。また、指導員を一般からも輩出させることが望まれている⁸。

⁷ 2005年1月時点。

⁸ 日本レクリエーション協会 HP「福祉レクワーカー」より。
2010年12月3日、日本レクリエーション協会電話インタビュー。

第3章 新型特養のレクリエーションタイムの現状

第1章で述べたとおり、特別養護老人ホームは新しい施設形態である新型特養に移行しつつある。新型特養は、施設だけでなく生活形態も以前と比べて良化されている。では、老人福祉法が改められた結果、どのような生きがいの時間の変化がもたらされたのか。本章では、筆者が取材した宇都宮市にある2つの新型特養施設を、レクリエーションタイムを中心に紹介し、旧型の施設と比較し考察していく。

第1節 家庭的な宇都宮市の特別養護老人ホームCの事例⁹

まず、宇都宮市北部にある特別養護老人ホームCを取材した。この施設は、市内を取り囲む大きな環状道路に面する町内にあり、建物自体は周囲を民家に覆われている。6年前に新型特養適用を受け創設された。利用者6～8人からなるユニットが施設内に6つあり、それぞれに各ユニット専属の担当職員が配属されている。全利用者数50に対し、職員は半分以上の27人もいる大所帯である。所属のユニットを固定させることで利用者との馬が合わずストレスを抱えてしまう職員も中にはいるが、家族と同じようなコミュニケーションがとれるというメリットが大きく、利用者だけでなく職員においてもユニットの移動を希望するケースは極めて稀である。そして、上司が介入せずユニットごとに基本計画を立てられる自由があるため、他の施設より離職率は低いのではないかとと思われる。

この施設には決められたタイムスケジュールがなく、利用者は起床から就寝まで時間にとらわれない自由な生活を送っている。これは「在宅時と変わらない日常」をそのまま提供してもらうという施設の理念によるものである。そのため、レクリエーションタイムも利用者によって様々で、1日中ある遊びに興じている人もいれば、その日は何もせず過ごす人もいる。また、強制的ではなくあくまで自発的な行動に任せている。ユニット間の移動も、勝手な外出も基本的に止めることはしない。利用者の健康、心理状態を事前に把握することは職員の役目であるため、日々の観察が欠かせない。

外に遊びに行くことが他の施設に比べて大変多く、その催しをユニット別に職員が計画をしている。近いところでは、近所のスーパーや公園などだが、遠くになると県南(足利)や圏外(水戸)にまで足を運ぶこともある。そのときは日勤の職員だけでは補助が足りないので、ボランティアで非番の職員を動員して出掛ける。もし、その職員が当日の夜勤を担当していたら休まずそのまま勤務につくことになり、体力が必要になるうえ、勤務外の手当もつかないので、ストレスの原因になる。外出先は様々で、足尾の銅山を観光したり、プロ野球を観戦したり、県庁の屋上で景観を楽しんだり、健常者と変わらない外出レクをしている。また、食べたいものがあつたらその専門店まで出掛けてランチをするなど、独特のレクを展開している。

⁹ 2010年12月8日、現地調査とインタビュー。

レクリエーション、遊びなどは利用者の年齢や性別に合ったものを提供させる。幼稚園などで行われているような子供向けの遊戯をすることは、利用者はもちろんその家族も望んでいることではない。

施設内での主なレクリエーションのひとつとして食事の手伝いがある。これは、比較的介護度の低い利用者を中心に食卓整頓や調理補助などを行うことであり、日常生活の中で必要とされる営みをそのままレクに充てるというものである。

第2節 小規模的な宇都宮市の特別養護老人ホームDの事例¹⁰

次に、宇都宮市南部にある特別養護老人ホームDを取材した。この施設は、土地開発があまりなされていない地域で周囲に民家がなく比較的環境に恵まれている。施設Cと同様、新型特養の適用を受けて創設され、今年で運営開始から4年目を迎える。ここには、利用者5、6人からなるユニットが施設内に2つあり、職員は共通に担当をする。要介護度の大小に合わせて、この2つのユニットに利用者を分けて入れている。

取材をしたこの日は、午前の時間を使って年賀状作りを行っていた。利用者の参加は7人ほどで全体の約半数。介護度の大きい人、また体調の優れない人は参加しなかった。補助の職員の数は参加者のそれよりも多く、ほぼ1対1で行っていた。

今回のレクの参加者は介護後の高い方が多く、作業のほとんどを職員が行っている状況だった。このため、職員が補助作業に追われてしまい、利用者とのコミュニケーションを怠りがちにも見受けられた。

Dでは普段、決まったレクリエーションは行っておらず不定期で月に2、3回程度、市内のボランティアサークルに手伝ってもらってバンドやダンスを披露してもらっている。

以前、別の施設で利用者の家族から「幼稚園のレクリエーションと同じではないか」というクレームがあり、自分の親に対する扱いにショックを受けた家族を考慮したレクリエーションを積極的に行う努力をしている。それは子供だましではなく、大人としての楽しみを味わってもらおうという。ただの入所者ではなく、人生の先輩として立てなければいけない。

機能低下を防ぐ目的で、レクリエーションに限らず、日常生活の中で五感に刺激を与えてもらう。新しいリハビリテーションのひとつ。レクリエーションを通して、日常に変化を与えることにより何かを感じ取ってもらえれば嬉しい。さらに、それを日常の生活に役立ててもらえれば良いと捉えている。

職員には、入所者への観察、コミュニケーション、気持ちを汲んであげることが日常の義務とされる。趣味や特技、職業など、利用者がこれまでにどんなことをしていたのか、この時間に何をしたいのか。これから先、どうなるか分からない入所者に対し、明日ではなく今日動いてもらいたいと考えている。

¹⁰ 2010年12月10日、現地調査とインタビュー。

今の若い職員は、社会を経験せず、また利用者が活躍していた時代を知らずに仕事を始めるので、入所者や先輩職員から見て考えが浅い。このジェネレーションギャップに利用者が受け入れられない現状である。

第4章 高齢者の尊厳とレクリエーションタイム

新型特養の開設は、高齢者にとってレクリエーションタイムの活性化など、新たな生きがいの時間を作りだすきっかけとなった。しかし、これでは施設内完結のサービスであることに違いはない。いかにしてチームケアを担い、施設や家族だけでなく、地域と連携し新しいネットワークを作りだすか。本章では、2つの地域密着型の介護施設を例に挙げ、それらから見えてくる役割や理念を考え、未来型のレクリエーションについて述べていく。

第1節 高齢者における暮らしとニーズの変化

介護保険制度の中長期的なあり方を検討した「2015年の高齢者介護研究」に基づき、2006年4月に介護保険制度が大幅に改正された。この「2015年の高齢者介護研究」とは、厚生労働省が21世紀の高齢者介護システム・サービスの方向性を打ち出した私的研究会であるが、2015年はいわゆる団塊の世代が65歳になり切り、高齢者人口が全体の4分の1に達する年を指している。現在、わが国の高齢者福祉対策は施設サービスの整備を抑制し、在宅介護支援強化に向けられているが、システム論や財源論に流されてしまうことなく介護サービスの本質をおさえて、2015年以降に向けて何を実現すべきなのか改めて検討されている。

60代の利用者が増加していくなか、100歳を超える高齢者の割合が衰えることもなく、また特定疾患該当者に限ると40代にも及ぶための、施設利用者が今後一層幅広くなっていく。そのなかで、従来の特養での生活のメニューを横並びにこなしていくことに抵抗を感じる利用者も少なくない。

高齢者の尊厳を支える介護システムとして在宅介護の支援策が強化されるなか、利用する側の意識にも変化が見られる。健常のまま配偶者を失った場合、一人になっても今まで通り住み続けた家に残りたいという意識が強いのに対して、自分自身が要介護者になった場合、在宅生活の継続を選択する割合は減り、グループホームなど施設での共同生活を希望する意識が高くなる。これは、自由気ままな自宅での暮らしを望みつつも、介護の不安や家族への負担に配慮した選択であると見てとれる。

第2節 レクリエーションタイムに頼らないレク作り

新潟県燕市にあるデイサービス「生きがい広場地蔵堂」では、介護予防に主眼を置いた生きがい創造型の地域交流拠点づくりを目指している。この施設では、「自由な時間を過ごすことができない」「集められた施設内で同じことをやらされる」といった、施設内完結型のデイサービスを打破し、利用者自らが身体や頭を使って何かを始めたいような新しいデイサービスを打ち出している。ターゲットにしているのは、軽度の要介護者や要介護

の状態になる前の比較的元気な高齢者である。

利用者は、一日のスケジュールを自分で作り、思い思いの時間を過ごせるようになっている。自由とは言え、単に無駄な時を流すのではなく、「陶芸」「パソコン」「入浴」「ゆっくりとテレビ」「気分しだい」など、生活に結びつく項目が 50 種類以上にも及び、職員はそのスケジュールを確認しながら個々の利用者の動きに合わせてサポートしていく。

このように、集団行動になりがちな従来のデイサービスに比べ、利用者は「やらされ感」を持つことなく、主体的な一日を過ごすことができる。予め決められた時間にレクリエーションタイムと銘打って活動させられるのとは違い、来所から帰宅するまで全ての営みがレクリエーション活動そのものと言える。

第 3 節 小規模地域密着型施設のレクリエーション

石川県加賀市にある特別養護老人ホーム「つかたに」では、小規模で地域に密着したサービスを行っている。この施設では、2006 年 4 月に改正された介護保険制度のなかで新たに創設された「地域密着型サービス」を打ち出し、利用者に対し住み慣れた地域で暮らしていけるよう提供をしている。

ここでは、地域展開を試みた事例として「食」に関する一連の動作が、従来のものに比べて大きく変わっている。大規模施設では利用者の目に触れることのない食材の仕入れを、「つかたに」では職員と利用者が日常的に買い物に出向き行っている。これにより、利用者は地域住民として迎え入れられることとなり、逆に商店主などの地域住民は利用者に対して、障害を持ちつつも支援があれば健常者と変わらなく暮らせるのであると知ることができる。

外出して買い物することだけにとどまらない。調理の時においても、職員に代わって包丁を持ち台所に立つことも珍しくない。利用者によっては、若い職員に料理を教えたり、指示を待たずに次の工程に入ったりと、その働きぶりは認知症を感じさせない。

このように、従来の大規模施設ならば食べるだけで終えてしまう行為も、小規模になれば日常生活の営みまでもケアに変えることができる。

第 4 節 新しい連携によるレクリエーション作り

前節で挙げた 2 つの施設の共通点は、支援の焦点を高齢者の暮らしに合わせて生きがいや役割の創出を大切にしたい理念があること。そして、地域と事業所の協働である。

高齢者の尊厳を支えるケアを目指すためには、大規模施設で見られてきたこれまでの施設内完結型のサービスをするのではなく、利用者自身が本来の姿である「地域の力」を生かしながら主体的に活動する形が、今後に望まれてくる。そのためには、利用者と対になる地域住民はもちろん、施設主や職員と地域住民との、つまりサポートをする健常者同士

の連携が大変重要になってくる。

このような高齢者福祉施設を建てる際は、少なからず地域住民からの向かい風に煽られてしまう。「つかたに」を運営するこの法人は、施設の信用を得るため、受け入れてもらうための説明を繰り返し行い、地域密着型の介護施設は、地域住民と共に作り上げていくべき地域資源であるということを切に伝えていった。そのためにも地域住民の意識を変えることがこれからの課題となってくる。

利用者のチームケアを担ってきた家族、職員、主治医、施設長に加え、「地域」という新たなネットワークを組み込むことで、レクリエーションと言える日常生活の新たな営みが無限に広がっていくはずである。施設の枠を越えて、垣根を低くすることができるかどうかは鍵となってくる。

おわりに

21世紀に入り、わが国では超高齢化社会の波が一層加速度を増している。しかし、この時代に逆流するかのように、高齢者を取り巻く福祉は劣悪な流れを見せている。介護従事者の低い処遇、深刻化する人材確保、団塊世代の高齢化と、解決に困難を極める問題が山積している。そのようななか、受け皿が不安定な状態にも関わらず要介護認定された高齢者は増加の一途をたどり、入所したくても福祉施設に入れないお年寄りは膨れ上がる一方である。

高齢者の増加に伴い問題視されているのが、彼ら個人の尊厳である。従来型の施設では機械的な介助を受け、利用者としての立場をあまりとられず、日常を過ごしてきた。施設内でも決められた区域しか動けず、与えられたことしかできず、リハビリもままならなかったはずである。楽しみであるはずのレクリエーションの時間も、施設や職員、あるいは他の利用者の都合で、利用者自身が望む活動ができないでいた。

しかし、福祉レクワーカーのボランティア活動の多様化などでレクリエーションタイムにも幅ができ、利用者の介護度に応じた内容のレクリエーション、あるいは逆に、介護度に差がありつつも全ての利用者が参加できるようなレクリエーションが広まりつつある。事業者としてみたら、施設発展のためにもマンネリ化するレクリエーションを時代に応じた内容に改めたいという考えが強い。利用者の年齢層も幅広くなり、若年期にどんなことをしていたのかののかも変化が見られる。音楽や映画など、大衆文化の各ジャンルも年齢層に応じた変化をつけなければならない。

また、新型特養の開設に伴い、生きがいを見出せる時間がレクリエーションだけに限らず、日々の生活の中で感じ取れるような環境が整ってきたことも大きい。自由な施設内の移動や軽食の調理補助など、従来型では行われなかったことを利用者自らが率先して行っていく施設が増えている。これには、施設に入所しているにも関わらず、あたかも自宅やその周辺地域で生活していることと同じ環境を利用者に提供していくという考えである。そして、この新型特養では、利用者を数人のグループ分けにして小規模の活動ができるため、外食や旅行などの様々な催しを利用者に提供できるようになっている。

このように、近い将来「レクリエーションタイム」という概念そのものがなくなり、施設利用者に対する生きがいの提供は時代の変化とともに幅の広がりを見せ、利用者やその家族は気兼ねなくその施設を使うことができる。その一方で、事業者である法人や、そこに従事する職員の負担が増えていることも事実である。特に、新型特養では利用者数の半分もの職員がいないと満足のいくサービスを提供していくことが現在では難しくなっている。新型特養は、これからの超高齢化社会への対応をめぐる試金石となるように思われる。

あとがき

昨年の初冬、休学の期間を利用して介護福祉士の資格を取りました。社会福祉の知識が全くない私にとって何もかもが初めてのことばかりで、特に実習の時間は驚きの連続でした。決められた時間に起き、決められたものを食べ、決められたことをする利用者を見て、その実習先の特養には機械的な印象しか残りませんでした。正直、そのとき行われていたレクリエーションタイムにおいてでもこれが言えます。

今回、このテーマを取り上げたのは、自分の力でこの状況を何とかできないかと考えたからという理由がありました。以前から、ボランティアで大道芸活動を行っていた私にとって、簡単に改革できるとそのときは思ったのです。しかし、研究していくうちに、レクリエーションタイムだけが生きがいの時間であると考えていたことが大きな間違いであったと気付かされました。衣・食・住、全てが人としての営みであり、どこにその人の生きがいがあるのかは様々。高齢者だけに限らず、私自身にも言えることです。

高齢福祉のことを少しですが学ぶことができ、これからの自身の仕事に役立てていこうと思うようになりました。社会も私も不安定な状態なので一筋縄ではいかないでしょうが、将来福祉に携わることがあれば、どこにも負けない生きがいづくりを提供していくつもりです。そのときは、この論文作りと同様に、現地や電話で取材をさせていただいたみなさまにまた助けてもらわなければいけないかもしれません。改めまして、このたびは突然ながら取材をさせていただき本当にありがとうございました。

本論の作成には、個人的に恥ずかしながら単位取得が遅れてしまったことにより、ゼミのみなさまに多大な迷惑をかけてしまいました。4年生の滝田さん、平田さんを始め、院生や3年生にまでご心配をかけたことを申し訳なく思います。そして、中村祐司先生には本当に頭を上げることができません。本当にありがとうございました。

これから、3月までもう少し頑張らなければいけません。卒業証書を頂く瞬間まで、最後まで気を抜かずにやっていきます。

参考文献・参考 URL・参考資料・インタビュー協力

- ・ 館山不二夫『介護・福祉がわかる事典』日本実業出版社
- ・ 高齢者施設レクリエーション研究会『高齢者のためのレクリエーションとゲーム』法研
- ・ 近藤龍良・日本園芸福祉普及協会『園芸福祉のすすめ』
- ・ 日本レクリエーション協会『レクリエーションと現代』不味堂出版

- ・ 医療情報セミナーHP「特別養護老人ホームとは」より。
<http://www.jmcnet.co.jp/nagayama/tokurou.html>
- ・ 宇都宮市 HP：介護サービス情報提供システム「みや介護ネット」より。
http://www.utsunomiya-kaigo.jp/kaigo/usr/us0110.asp?top_flg=0

- ・ ニッセイ基礎研究所『社会保障特集号～介護・実践現場より～』

- ・ 日本レクリエーション協会電話インタビュー（2010年12月3日）
- ・ 日光市内特別養護老人ホーム A インタビュー（2010年6月）
- ・ 日光市内特別養護老人ホーム B インタビュー（2010年6月）
- ・ 宇都宮市内特別養護老人ホーム C インタビュー（2010年12月8日）
- ・ 宇都宮市内特別養護老人ホーム D インタビュー（2010年12月10日）